
第1章 はじめに

1 計画の策定趣旨

東日本大震災など大規模災害の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなった。

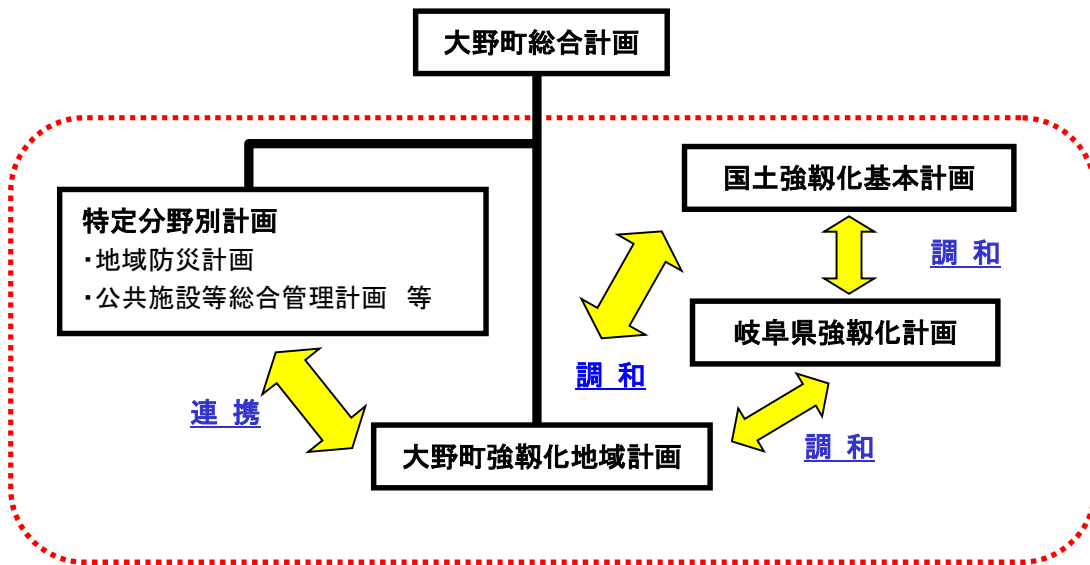
また、本町においても、南海トラフ地震の発生が高い確率で想定されているほか、過去の経験から、風水害・土砂災害などの自然災害に対する備えが喫緊の課題となっている。

こうした中、国においては、2013(平成25)年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下「基本法」という。)が施行され、2014(平成26)年6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」(以下「基本計画」という。)が閣議決定された。岐阜県においても、高い確率で発生が想定されている南海トラフ地震をはじめ、火山噴火や風水害・土砂災害などの自然災害リスクに対する取組を進め、岐阜県の強靱化を図るための地域計画として、「岐阜県強靱化計画」を2015(平成27)年3月、「第2期岐阜県強靱化計画」を2020(令和2)年3月、「第3期岐阜県強靱化計画」を2025(令和7)年3月に策定するなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきた。

この間、本町においても、東日本大震災や平成30年7月豪雨災害、令和6年能登半島地震等の教訓を踏まえ、防災・減災のための取組を強化してきたところである。本町における自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の持続的な成長を実現するために必要であるのみならず、国・県全体の強靱化を進める上でも不可欠な課題であり、国、県、民間事業者、町民等の総力を結集し、これまでの取組を更に加速していかなければならない。こうした基本認識のもと、岐阜県強靱化計画に調和した取組を進めるためにも、本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「大野町強靱化地域計画(以下「本計画」という。)」を策定する。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に関係する部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものと位置付けられている。このため、大野町総合計画や他の分野別計画と連携しながら、重点的・分野横断的に推進する計画として、地域防災計画や産業、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靱化に関連する部分の施策と連携しながら、長期的な視点に立って一体的に推進する。



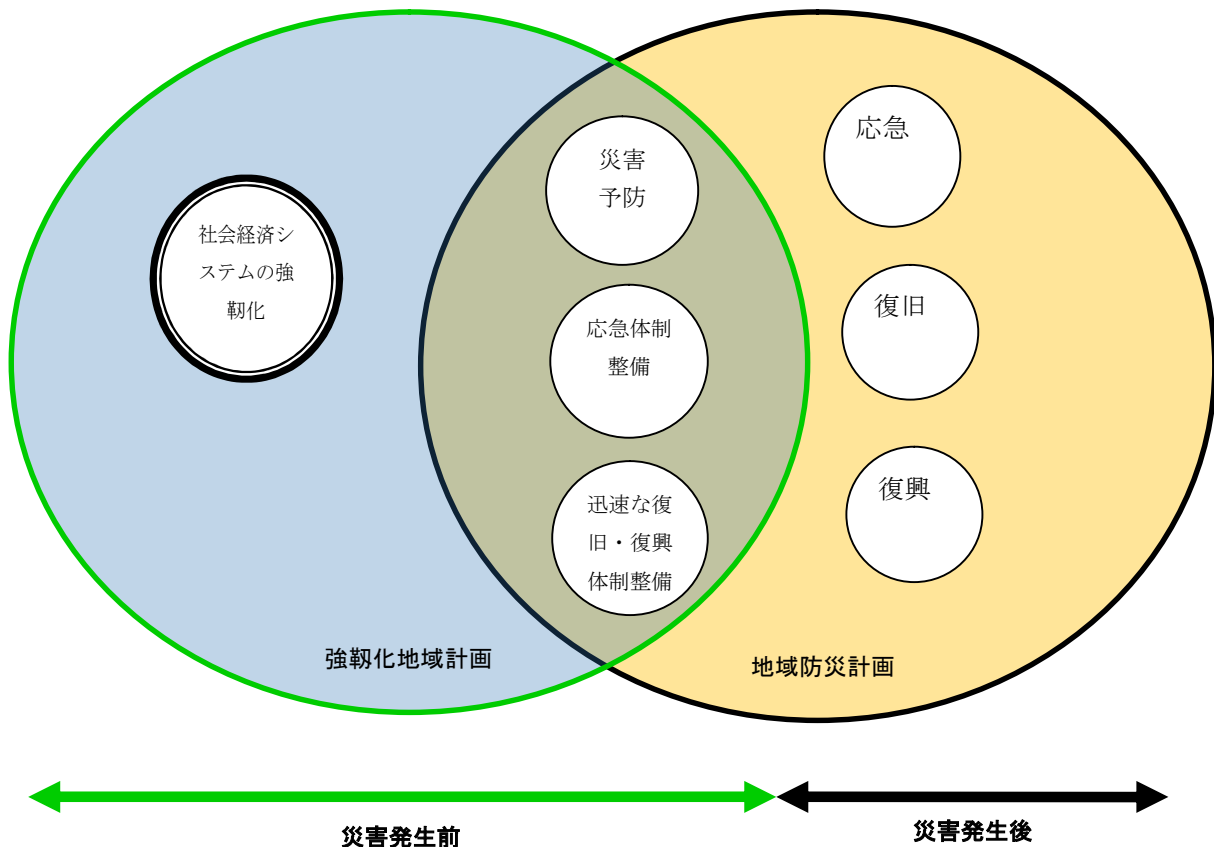
3 地域防災計画と強靱化地域計画

強靱化地域計画

あらゆる大規模自然災害に備えるため、「事前防災・減災」と「迅速な復旧・復興」に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組としてとりまとめるもの。

地域防災計画

地震や洪水などの「リスク」を特定し、そのリスクに対する対応を取りまとめたもの。



4 基本的な進め方

STEP 1 地域を強靱化する上での目標の明確化

- ① 基本目標の設定
- ② 事前に備えるべき目標の設定
- ③ 計画期間の設定

STEP 2 リスクシナリオ（最悪の事態）、強靱化施策分野の設定

- ① 自然災害の設定
- ② リスクシナリオの設定
- ③ 施策分野の設定（所管課等の設定）

STEP 3 脆弱性の分析・評価、課題の検討

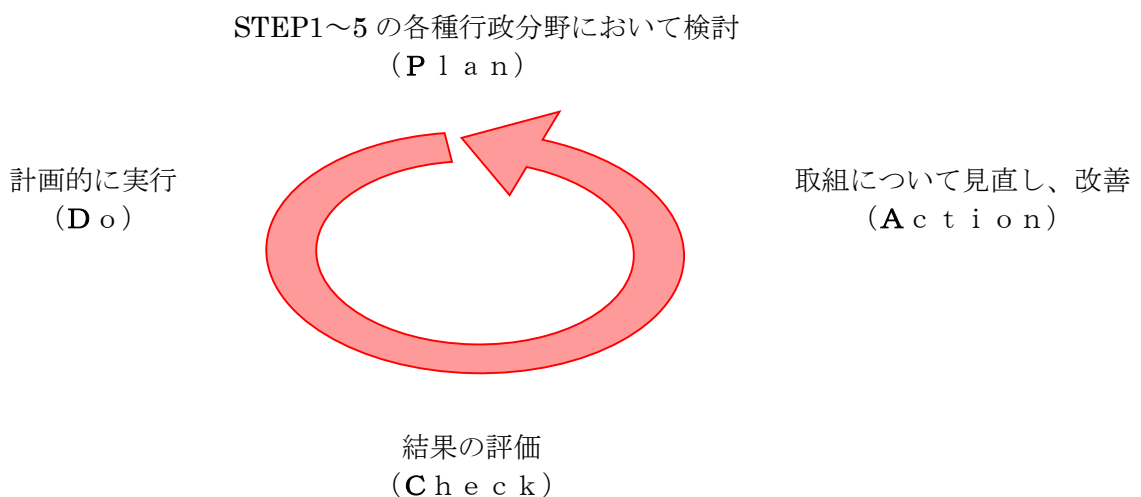
- ① マトリクスの作成（既にある施策の整理）
- ② 脆弱性の分析・評価・課題の検討

STEP 4 リスクへの対応方針の検討

脆弱性の評価結果に基づき、プログラムごとに対応方針を検討

STEP 5 対応方策について重点化・優先順位付け

プログラムごとに重点化・優先順位付けの検討



第2章 大野町強靱化地域計画の基本的考え方

1 国土強靱化の中で大野町が担うべき役割

本町は、本州のほぼ中心に位置し、国土強靱化という新たな政策課題に対しても、これまでの歴史の中で培ってきた経験と強みを最大限に活かし、その課題解決に向け、新たな役割を担っていくことが求められる。

内陸直下地震や南海トラフ地震における被害想定では、人的被害に加え、多大な経済的な損失が見込まれており、その被害の最小化に向けては、経済活動を継続するための重要機能を事前に遠隔地に配置するなど、リスクの分散化を図ることが不可欠である。

本町は、首都圏と関西圏の中間に位置し、また、名古屋市から30キロメートル程であり、東海環状自動車道で中京圏各都市が連結している地理的優位性から、同時被災リスクの低さに加え、低廉な投資・運営コスト、良好な景観や住環境といった点から、立地企業からの評価が高く、今後、企業等におけるBCP策定の重要性が高まる中で、リスク分散の受け皿としての役割が期待される。

2 大野町強靱化の必要性

本町はリスク分散の受け皿として、国全体の強靱化に資する大きな資質を有している一方、町内に目を向けると、人口減少や少子高齢化の進行などの地域課題が生じているほか、地域住民の安心な生活の確保や地域の活性化に不可欠なインフラ整備・更新が十分に進んでいるとは言えない状況にある。

このような状況の中、本町においても、地震や風水害・土砂災害など様々な自然災害リスクが存在しておりこれらの災害発生時には、本町が抱える地域課題等とも相まって、激甚な被害が生じることも懸念される。こうしたリスクに正面から向き合い、本町の社会状況や地域特性を背景とした自然災害に対する脆弱性を克服し、強靱な大野町をつくることは、将来にわたる町民の安全・安心や社会経済の活性化はもとより、国全体の強靱化を図る上で不可欠な取組である。

3 大野町強靱化の目標

大野町強靱化の意義は、大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の重要な社会経済機能を維持することに加え、本町がもつポテンシャルを活かしたバックアップ機能を強化し、国及び県全体の強靱化に積極的に貢献していくことにある。また、本町の強靱化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取組である。こうしたことから、人口減少対策や地域活性化など本町が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、本町の持続的成長につながるものでなければならない。大野町強靱化は、こうした見地から、本町のみならず国家的な課題として、国、県、市町村、民間が持つ政策資源を結集し、総力を挙げて取り組む必要がある。以上の考え方を踏まえ、本町の強靱化を進めるに当たっては、基本法第14条で国土強靱化地域計画は「国土強靱化基本計画との調和がたもたれたものでなければならない」との規定に配慮し、国の基本計画に掲げる基本目標を踏襲し、次の4つを本町独自の目標として掲げ、関連施策の推進に努めるものとする。

- 1 町民の生命の保護が最大限に図られること
- 2 町の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 3 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 4 迅速な復旧復興

4 本計画の対象とするリスク

大野町強靱化の対象となるリスクは、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定され得るが、本計画においては、発生頻度が高い災害類型である風水害や発生すれば甚大な被害生じる巨大地震等の大規模自然災害を対象とする。本計画で想定する主な自然災害リスクについて、過去の被害状況や発生確率、被害想定などを以下に提示する。

(1) 風水害

本町における台風による被害は内陸のため沿岸地帯に比べ少ないが、1959（昭和34）年の伊勢湾台風、1961（昭和36）年の第2室戸台風時のように、大型台風が本町の近辺を北上する場合にあっては、大きな被害を受ける恐れがある。

一方、水害は、本町の地形的要因から、平野部水害（洪水）と山地部水害（土砂災害）に大別される。

平野部水害は、集中豪雨による湛水、堤防の決壊、溢水等による浸水被害が主体となり、揖斐川や根尾川の堤防が決壊した場合には、標高の低い平野部では激甚な災害となる。2002（平成14）年に台風第6号による影響により下座倉地内で浸水被害が発生し、稲富地内の根尾川では堤防護岸が一部崩壊している。

山地部水害は、山腹の崩壊等による土砂の流出による被害であり、家屋や耕地等の流出あるいは道路橋梁等にも著しい被害が及ぶ恐れがある。北部山地の沢筋の多くは、「土石流危険溪流」等に指定されている。

(2) 巨大地震

本町に最も強い震度で関係する内陸直下型地震の原因となる活断層としては、養老―桑名―四日市断層帯がある。この断層帯は、宮代断層、養老―桑名断層及び四日市断層と、これらに付随する断層から構成される。

このうち、養老・桑名断層では、過去2000年間に2回の活動が推定される。最新の活動は13世紀以後～16世紀以前、一つ前の活動は7世紀以後～11世紀以前であった可能性がある。過去約1万年間の平均的な活動間隔は、1400～1900年であった可能性がある。地震に伴う上下方向のずれの量は、1回につき約6mと推定され、過去にマグニチュード8程度の大地震が繰り返し発生してきたと推定される。

約60kmの断層帯全体が一つの区間として活動した場合、マグニチュード8程度の地震が発生すると推定される。このような地震が発生する長期確率の最大値をとると、今後30年間に地震が発生する可能性は、国内の主な活断層の中では、やや高いグループに属する。

一方、南海トラフ地震は、フィリピン海プレートとユーラシアプレートとのプレート境界の沈み込み帯である南海トラフ沿いが震源域と考えられている巨大地震である。この沈み込みに伴い、2つのプレートの境界にはひずみが蓄積されている。過去1400年間を見ると、

南海トラフでは約100～200年間隔で蓄積されたひずみを開放する大地震が発生しており、近年では、昭和東南海地震1944（昭和19）年、昭和南海地震1946（昭和21）年がこれにあたる。昭和東南海地震及び昭和南海地震が起きてから70年近くが経過しており、南海トラフにおける次の大地震発生の可能性が高まってきている。

こうした巨大地震が発生した場合には、軟弱な地盤と相まって、建物倒壊や液状化現象・火災の発生等により大きな被害を受けることが懸念される。

1707（宝永4）年の宝永地震は、南海トラフで起きた最大規模の地震であったために、災害は広範囲にわたった。とりわけ、東海道から伊勢湾の沿岸、紀伊半島などの震害が甚大で、特に沖積層の厚い地域での震害が顕著であったが、本町においても震源域によっては大きな被害の発生が予想される。

5 大野町強靱化を進める上での留意事項

大野町強靱化に当たっては、国の基本計画及び第3期岐阜県強靱化計画に掲げる基本的な方針に配意し進めるとともに、本計画に掲げる目標を踏まえ、以下の事項に留意し推進することとする。

5-1 大野町の特性を踏まえた取組の推進

（1）あらゆる自然災害リスクへの対応

本町は、地震、風水害・土砂災害など多様な自然災害のリスクを有しており、個々の災害事象に対応した取組をはじめ、複合災害も含む想定されるあらゆる自然災害への対応力を強化すること。

（2）大野町が置かれた社会状況への対応

人口減少や少子高齢化、インフラ老朽化の進行など、本町が置かれた社会状況を踏まえ、避難行動要支援者対策や地域間の連携を支える交通ネットワークの形成など、本町の実情に応じたきめ細かい対策を講じること。

（3）大野町がもつ強みの積極的活用と不利要因の克服

本町の地理特性といった優位性を最大限に活かし、国及び県の強靱化に貢献するためのバックアップ機能を更に強化すること。

公共交通機関の中で鉄道がないこと、季節による寒暖の差が激しい昨今の気候など、不利とされてきた要因についても、強靱化の観点からは、本町の魅力に転換できることから、高規格道路の利用を考慮した移動の利便性を向上させるなど不利要因を解消するための取組を進めること。

5-2 連携・ネットワークを重視した取組の推進

（1）関係者相互の連携協力

大規模自然災害への対応に当たっては、事前の備え、災害時対応、事後の復旧復興の各段階において、国の関係機関、岐阜県、市町村、大学、研究機関、民間事業者、NPO、町民

等、関係者相互の連携協力による取組が不可欠であり、そのために必要な情報共有やネットワークの強化を図ること。

県の総合研究機構や国の研究機関との連携のもと、市町村の強靱化に資する研究開発を推進するとともに、研究成果の効果的な活用を図ること。

(2) 地域間の連携、役割分担

大規模自然災害時における住民避難や物資供給、救急救援活動などの被災地支援を迅速かつ円滑に行うためには、地域間の連携による対応が不可欠であり、町内はもとより町外も含め、被災規模等を想定した地域間の連携体制の構築やそれを支える交通ネットワークの整備などハード・ソフト両面からの対策を講じること。

(3) 国及び県の施策の積極的な活用と民間投資の促進

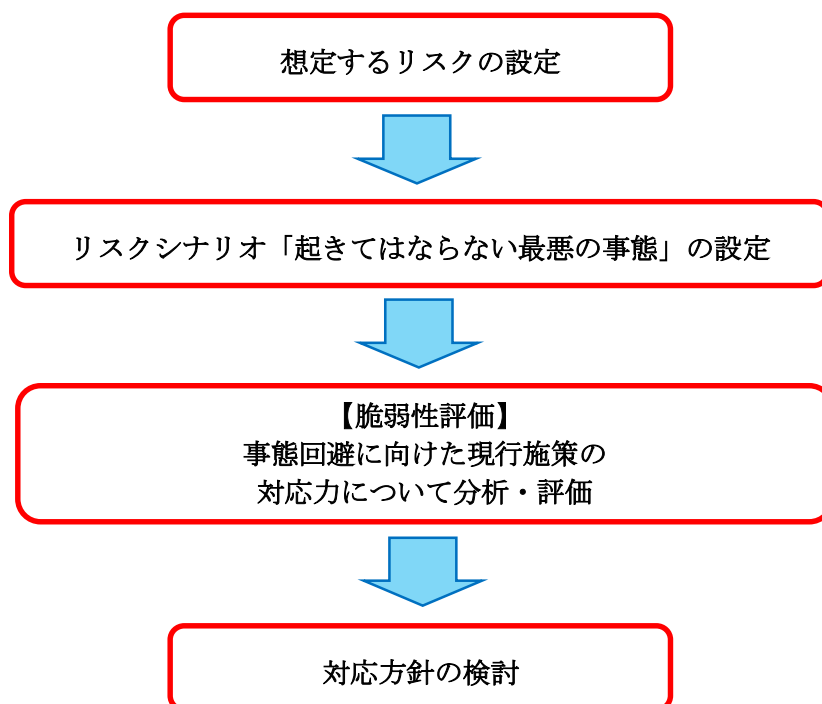
財政状況が厳しい中、本町の強靱化を効率的かつ効果的に進めるため、国や県の施策を積極的に活用しながら取組の重点化を図るとともに、町内外からの民間投資の促進など、幅広い政策手法による取組を進めること。

第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

「強靱」とは「強くてしなやか」という意味であり、国土強靱化とは、私たちの国土や経済、暮らしが、災害や事故などにより致命的な障害を受けない強さと、速やかに回復するしなやかさを持つことである。

国・県の基本計画では、「強靱性」の反対語である「脆弱性」を分析・評価し、脆弱性を克服するための課題とリスクに対して、強く、しなやかに対応するための方策を検討している。



2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画では、基本法第17条第3項の規定に基づき、起きてはならない最悪の事態を想定したうえで脆弱性評価を実施している。具体的には、6つの「事前に備えるべき目標」と35の「起きてはならない最悪の事態」を設定し、分析・評価を行っている。一方、県の計画では7つの「事前に備えるべき目標」と30の「起きてはならない最悪の事態」を設定している。

本計画においては、これらのことを参考に、先に述べた想定するリスクや本町の地域特性を踏まえ、それぞれ追加・削除を行い、7つの「事前に備えるべき目標」と20の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ起きてはならない最悪の事態	
1	直接死を最大限に防ぐ	1-1	巨大地震による住宅・建築物の倒壊や大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生
		1-2	集中豪雨による市街地や集落等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生
		1-3	大規模土砂災害による集落等の壊滅や甚大な人的被害の発生
		1-4	避難行動に必要な情報が適切に町民に提供されないことや、情報伝達の不備等による、人的被害の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	食料・飲料水等、電力、燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	警察、消防等の被災による救助・救急活動等の遅れと不足
		2-3	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災による医療機能の麻痺
		2-4	劣悪な生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	町職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
4	生活・経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断による経済活動の麻痺
		4-2	幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期にわたる機能停止
		4-3	食料や物資の供給途絶
5	ライフライン、燃料、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1	ライフライン（電気、ガス、上水道等）の長期にわたる機能停止
		5-2	地域交通ネットワークの分断
6	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	6-1	堤防、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		6-2	農林分野における被害の拡大
7	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	7-1	災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
		7-2	人材等の不足による復旧・復興の大幅な遅れ
		7-3	幹線道路の損壊や地盤沈下等による復旧・復興の大幅な遅れ
		7-4	地域のコミュニティの崩壊、治安の悪化等による復旧・復興の大幅な遅れ

3 評価の実施手順

前項で定めた20の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行った。

評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用した。

4 評価結果

脆弱性評価の結果は別表の「大野町強靱化に関する脆弱性評価」のとおりであり、7つのカテゴリーごとに取りまとめた評価結果のポイントを以下のとおり提示する。

目標1 「直接死を最大限に防ぐ」に関する事項

道路施設をはじめ防災上重要な公共施設について、災害リスクや防災点検の結果等を踏まえた施設整備を着実に実施する必要がある。また、これらの公共施設をはじめとした建築物等について、今後老朽施設が増加することも見据え、耐震化や長寿命化に向けた取組を計画的に行う必要がある。

各種災害に対応した警戒区域の指定やハザードマップの作成、避難計画、防災訓練などソフト面の対策について、国や県など関係機関と連携し、対応を強化する必要がある。また、複数の災害が同時期に発生した際の対応や猛暑及び寒冷期における災害への対応についても所要の対策を講じる必要がある。

災害時の避難誘導などの確かつ迅速な対応を図るため、関係機関相互の災害情報の共有や町民等への情報伝達体制を強化する必要がある。

町民だけでなく、外国人を含む観光客に対する災害情報の伝達や避難誘導體制の整備など、きめ細かな防災対策を講じる必要がある。

目標2 「救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する」に関する事項

被災地への救助・救援活動や医療支援、物資供給など災害時対応については、関係行政機関の連携体制はもとより、民間企業等との協力体制が整備されてきているが、これらの体制の一層の強化を図るとともに、町外の災害対応も視野に入れた取組が必要である。

災害対応における物資の備蓄や避難所の確保などについて引き続き地域間連携による支援体制の整備を進める必要がある。

また、発災初動における保健所及び医療機関等と連携し、精神的ケアを含む被災者等の健康管理体制の構築も重要である。

目標3 「必要不可欠な行政機能は確保する」に関する事項

大災害時においても必要不可欠な行政機能の継続が可能となるよう、本町における業務継

続体制の一層の強化を図る必要がある。

町内外における大規模災害時の行政機能の確保に向け、行政間の応援・受援体制の整備を図る必要がある。

目標4 「生活・経済活動を機能不全に陥らせない」に関する事項

南海トラフ地震等に備え、各種企業等がリスク分散の観点から業務継続体制の再構築を図る動きが活発になっていることも踏まえ、これまで進めてきた企業誘致に引き続き取り組む必要がある。

災害時における町内の経済活動への影響を最小限に抑えるため、業務継続体制が十分に整備されていない町内企業の体制整備を促進する必要がある。

道の駅「パレットピアおおの」が県の広域防災拠点であることや東海環状自動車道の大野神戸ICの存在も踏まえ、町内外の大規模な災害の際に救援・復旧活動の拠点等を結ぶ緊急輸送道路ネットワークを確保するため、本町としても引き続き橋梁長寿命化対策や無電柱化等の整備を進めていく必要がある。

目標5 「ライフライン、燃料、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる」に関する事項

エネルギー、燃料の安定供給に関しては、本町のみならず国及び県全体の強靱化に貢献するため、供給体制の更なる強化に向け、基盤整備を含めた総合的な取組が必要である。

町民生活を支える基礎的なインフラである上水道等について、災害時においても必要な機能を維持できるよう、施設の防災対策や被災時の応急体制の整備を図る必要がある。

地域交通ネットワークの確保に対し、交通事業者と連携し災害時の緊急・救援輸送の対応や早急な運行再開が図れるよう取り組みを進める必要がある。

目標6 「制御不能な複合災害・二次災害を発生させない」に関する事項

二次災害の抑制のため、河川構造物の耐震化及び長寿命化を行い社会への影響度によって求められる性能を確保する必要がある。

また、森林の計画的な整備や農地・農業水利施設等の保全管理を推進し、国土保全機能を維持する必要がある。

目標7 「地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する」に関する事項

災害の迅速な復旧・復興に向け、災害廃棄物の処理体制の整備を図る必要がある。復旧・復興をはじめ災害対応に不可欠な存在である建設業が、その役割を十分に発揮できるよう、災害時における連携強化を進めるとともに、担い手の育成・確保等に向けた取組を推進する必要がある。

第4章 大野町強靱化のための施策推進方針

1 施策推進方針策定の考え方

第3章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、本町における強靱化施策の取組方針を示す「大野町強靱化施策推進方針」を策定する。推進方針は、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本町のみならず国、県、民間それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで行う。

また、取り組むべきリスク回避のために、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみではなく、情報・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせ、20の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに取りまとめる。

2 施策推進の指標となる目標値の設定

施策推進に当たり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標を設定する。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、国や県が推進主体となる施策も数多くあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、県、町、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置付ける。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行う。

3 施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定）

施策推進に必要な財源の制約があることから、本計画の実効性を確保するため、優先順位を考慮した施策の重点化を図る必要がある。

大野町総合計画で定める基本目標の実現を図るとともに、本町の強靱化を県・国の強靱化へとつなげるため、総合計画の基本計画に沿った取組や、「第3期岐阜県強靱化計画」で示された重点化項目と調和を図りながら、緊急性や優先度を総合的に判断し、重点化すべき施策項目を設定した。

大野町強靱化のための施策推進方針一覧

脆弱性評価において設定した20の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、脆弱性評価を行い、その結果を基に、事態回避に向け推進する施策を掲載し、当該施策の推進に関わる取組主体（国、県、町、民間の区分）を各施策の末尾に【】書きで記載する。

1 直接死を最大限に防ぐ

1-1 巨大地震による住宅・建築物の倒壊や大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生

（住宅・建築物等の耐震化）

- 「大野町公共施設等総合管理計画」・「大野町耐震改修促進計画」等に定める住宅や建築物の耐震化目標の達成に向け、関係機関が連携したきめ細かな対策を実施する。
【国、県、町（総務課・建設課）、民間】
- 多くの町民等が利用する公共施設等について、各施設管理者による耐震化を促進する。
【国、県、町（各施設所管課）、民間】
- 巨大地震から町民の命を守るため、住宅の耐震化が重点課題であると認識のもと、木造住宅耐震化事業の活用を促しながら、住宅の耐震化に努める。
【国、県、町（建設課）、民間】

（建築物等の老朽化対策）

- 公共建築物の老朽化対策については、各施設管理者が策定する「個別施設計画」等に沿って、計画的な維持管理や施設の更新を実施する。
【国、県、町（各施設所管課）、民間】

（避難所等の指定・周知）

- 災害の種類や状況に応じた安全な避難場所及び避難所の確保を図るため、災害対策基本法に基づく指定避難所及び指定緊急避難場所の町民周知を図る。
【県、町（総務課）】
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、社会福祉施設等を活用した福祉避難所の町民周知を図る。
【県、町（福祉課・総務課）、民間】

（緊急輸送道路等の整備）

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路について、計画的な整備を推進する。
【国、県、町（建設課）】

1-2 集中豪雨による市街地や集落等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生

(ハザードマップの活用)

- 浸水想定区域図に基づき作成したハザードマップを活用した防災訓練等を実施する。

【国、県、町（総務課）】

(河川改修等の治水対策)

- 河川改修などの治水対策について、近年の浸水被害等を勘案した重点的な整備を推進する。

【国、県、町（建設課）】

- 河川管理施設について、それぞれの必要な治水機能を確保するため、各施設の長寿命化計画等に沿って、施設の改良整備や老朽化施設の補修・更新を行うとともに、施設の維持管理を適切に実施する。

【国、県、町（建設課）】

1-3 大規模土砂災害による集落等の壊滅や甚大な人的被害の発生

(総合的な治水、土砂災害対策の推進)

- 緊急性の高い箇所を中心に、砂防施設の整備を国、県に働きかける。

【国、県】

(規制の検討)

- 土砂災害のハード事業で対応できない箇所については、県と連携して立地規制を行うとともに、山間地の特性や、沢筋の荒廃状況を踏まえた警戒避難体制の整備を推進する。

【県、町（建設課）】

1-4 避難行動に必要な情報が適切に町民に提供されないことや、情報伝達の不備等による、人的被害の発生

(関係機関の情報共有化)

- 災害情報に関する関係機関の情報共有と町民への迅速な情報提供を図るため、岐阜県防災情報通信システムの効果的な運用を図るとともに、災害対策本部への連絡員の派遣など関係機関相互の連絡体制を強化する。

【国、県、町（総務課）、民間】

- 災害対策に必要な監視カメラ画像、雨量・水位、通行止め等に関する情報を関係機関がリアルタイムで共有する防災情報共有システムについて、一層の効果的な運用を図るため、老朽機器の更新や未整備箇所への計画的な整備を推進する。

【国、県、町（総務課・建設課）】

- 災害時における行政機関の通信回線を確保するため、県と町を結ぶ総合行政情報ネットワークの計画的な更新や衛星携帯電話の整備を推進する。

【県、町（総務課）】

(町民への情報伝達体制の強化)

- 災害時に町民が安全な避難行動をとれるよう、各種災害に係る避難情報の発令基準について住民周知を図る。

【県、町（総務課）】

- 防災行政無線とメール配信等による町民等への災害情報の伝達のほか、防災行政無線のデ

デジタル化による高度利用や公衆無線LAN機能を有する防災情報ステーションの整備の検討、Lアラート（災害情報共有システム）を活用したマスメディアによる迅速な情報提供など、多様な手段による災害情報の伝達体制強化を推進する。

【国、県、町（総務課）、民間】

（観光客、高齢者等の要配慮者対策）

- 外国人を含む観光客に対する公衆無線LAN機能を有する防災情報ステーション等の整備や災害情報の伝達体制の強化、観光関連施設におけるハード・ソフト両面からの防災対策など、災害時における観光客の安全確保に向けた取組について検討する。

【国、県、町（まちづくり推進課・総務課）、民間】

- 災害時も含め外国人観光客等の移動の利便性を確保するため、観光地における案内表示等の多言語化を促進する。

【国、県、町（まちづくり推進課）、民間】

- 要介護高齢者や障がい者など避難行動要支援者に対し、迅速で円滑な支援が可能となるよう、対象者の名簿の作成、避難誘導・支援に関する具体的な計画策定など、所要の対策を推進する。

【国、県、町（福祉課）】

（地域防災活動、防災教育の推進）

- 「防災土育成補助制度」の効果的な活用による地域防災に関する実践活動のリーダーの養成、自主防災組織の育成支援、教育施設等を活用した地域コミュニティの活性化など、地域防災力の強化に向けた取組を推進する。

【県、町（総務課）、民間】

- 防災教育の推進に向け、各種教材の提供や多様な媒体を活用した情報発信を行うとともに、個人や企業、団体、大学、関係機関、NPOなどのノウハウ等を活かした連携・協働の促進を図る。

【県、町（総務課）、民間】

- 教育関係者や児童・生徒に対する防災意識の啓発、実践的な防災訓練の実施、体験型の防災教育など、学校における防災教育を推進する。

【県、町（学校教育課・総務課）】

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 食料・飲料水等、電力、燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

（物資供給等に係る連携体制の整備）

- 物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、県、町、民間企業・団体等との間で締結している応援協定について、協定に基づく防災訓練など平時の活動を促進し、その実効性を確保するとともに、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜実施する。

【県、町（総務課）、民間】

（非常用物資の備蓄促進）

- 大規模災害時において応急物資の供給・調達に係る広域的な対応を図るため、県内の各県事務地域内での備蓄・調達体制を強化するとともに、事務所を越えた広域での物資調達等の

体制整備に取り組む。

【県、町（総務課）】

- 支援制度の活用などを活用し、非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を推進する。

【県、町（総務課）】

- 家庭や企業等における備蓄について、啓発活動を強化するなど、各当事者の自発的な備蓄の取組を促進する。

【県、町（総務課）、民間】

2-2 警察、消防等の被災による救助・救急活動等の遅れと不足

（防災訓練等による救助・救急体制の強化）

- 県内の関係機関で構成する岐阜県防災会議による総合防災訓練をはじめ各種防災訓練を通じ、消防、警察、自衛隊をはじめとする官民の防災関係機関との連携を強化し、救助・救急活動に係る災害対応の実効性を確保する。

【国、県、町（総務課）、民間】

- 緊急消防援助隊や広域緊急援助隊など、専門部隊の災害対応能力の強化に向け、恒常的な訓練、組織間の合同訓練等の充実を図るとともに、訓練施設の整備も含め、効果的な訓練環境の整備に向けた取組を推進する。

【国、県、町（総務課）】

（自衛隊体制の維持・拡充）

- 県内外における大規模自然災害において、救助・救援活動の中心として大きな役割が期待される自衛隊について、各地に配備されている部隊、装備、人員の維持・拡充に向け、県や町など関係機関が連携した取組を推進する。

【国、県、町（総務課）】

（救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備）

- 防災関係機関の災害対応能力の強化に向け、消防救急無線の更新や警察無線中継所リンク回線の高度化、警察ヘリコプター等への映像伝送システムの搭載など情報基盤の整備を推進するとともに、警察、消防機関における災害用資機材等の更新・配備を計画的に行う。

【国、県、町（総務課）】

2-3 医療・福祉施設及び関係書の絶対的不足・被災による医療機能の麻痺

（被災時の医療支援体制の強化）

- 災害時の医療機関等の機能を確保するため、平時より関係機関相互の情報共有及び自家発電設備や応急用医療資機材の整備などを推進する。

【国、県、町（保健センター）、民間】

（災害時における福祉的支援）

- 災害発生時に、自力避難の困難な高齢者や障がい者等が入所する社会福祉施設等の入所者の避難先確保や被災施設への人的・物的支援を円滑に実施できる体制の充実を図る。

【県、町（福祉課・総務課）、民間】

(防疫・保健衛生対策)

- 災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための防疫・保健衛生等の機能を強化し、被害の程度に応じて防疫等を速やかに行う体制を整備するとともに、定期的な予防接種の実施や避難所における汚水対策など、災害時の防疫対策及び保健衛生を推進する。

【国、県、町（保健センター・環境生活課）】

2-4 劣悪な生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

(福祉避難所の運営体制確保)

- 福祉避難所の運営の充実・強化に向け、福祉避難所運営マニュアル等の策定や訓練の実施を推進する。

【県、町（福祉課・総務課）、民間】

(災害時健康管理体制の整備)

- 発災初動における保健所と町の役割分担、関係機関等との連携体制について、具体的行動レベルでの共有・イメージ化等、平時から関係機関等と連携した健康管理体制の充実を図る。

【県、町（保健センター）、民間】

(応急仮設住宅の円滑かつ迅速な供給)

- 建設型応急仮設住宅については、県と連携し必要戸数分の応急仮設住宅建設可能用地を確保するとともに、協定締結団体等との協力により、供給能力等の把握をすることや、建設訓練を実施等、災害後の迅速な建設体制の充実を図る。

【県、町（建設課）、民間】

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 町職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

(災害対策本部機能等の強化)

- 災害対策本部に係る運用事項（職員の参集範囲、本部の設置場所、庁舎被災時における代替場所など）について、定期的な訓練などを通じた実施体制の検証や必要な見直しを行うとともに、本部機能の運用に必要な資機材の整備、職員の非常用備蓄を計画的に推進する。

【町（総務課）】

- 災害対策本部の機能強化に向け、地域防災計画や業務継続計画の見直し、災害対策本部機能の維持に必要な資機材の整備を促進する。また、地域防災の中核的な存在として、消防団の機能強化を推進する。

【国、県、町（総務課）】

- 災害時の防災拠点として災害対策本部機能の維持確保に不可欠な役場庁舎の長寿命化等、改修を推進する。

【国、県、町（総務課）】

(行政の業務継続体制の整備)

- 業務継続計画に基づく災害時における町業務の継続体制を確保する。
【県、町（総務課・各担当課）】
- 災害時における行政情報システム機能の維持・継続を図るため、「ICT 部門の業務継続計画（ICT-BCP）」の策定に取り組むとともに、重要システムに係るサーバーのデータセンターへの移設や具体的災害を想定した訓練などを推進する。
【町（総合政策課）、民間】

4 生活・経済活動を機能不全に陥らせない

4-1 サプライチェーンの寸断による経済活動の麻痺

(リスク分散を重視した企業立地等の促進)

- 経済活動のリスク分散や物流の複線化の視点からも企業立地に向けた取組を促進する。
【国、県、町（まちづくり推進課）、民間】

(企業の業務継続体制の強化)

- 大災害時における経済活動の継続を確保するため、関係機関や専門の知識を有する民間企業との連携により、町内の中小企業等における業務継続計画の策定を促進する。
【国、県、町（まちづくり推進課）、民間】

4-2 幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期にわたる機能停止

(基幹的な道路ネットワークの確保)

- 主要な骨格幹線道路ネットワークの整備を図り、広域的な代替ルートとしての機能を確保するため、東海環状自動車道の全線開通など、災害直後から有効に機能する道路ネットワークの強化について、国及び県に働きかける。
【国、県、町（建設課）】

(緊急輸送道路ネットワークの確保)

- 広域的かつ大規模な災害の際に救援・復旧活動の拠点等を結ぶ緊急輸送道路ネットワークを確保するため、引き続き町道及び農道の整備を推進する。
【国、県、町（建設課・農林課）】

4-3 食料や物資の供給途絶

(災害時における食料供給体制の確保)

- いび川農業協同組合など民間企業等と協定を締結し、災害時に必要な食料等生活必需物資の調達や、米の備蓄と迅速な供給を行うなどの体制の構築を推進する。
【町（総務課）、民間】

5 ライフライン、燃料、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1 ライフライン（電気、ガス、上水道等）の長期にわたる機能停止

（水道施設等の防災対策）

- 災害時においても給水機能を確保するため、水源地など水道施設の耐震化や基幹管路の多重化などに加え、今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理などの老朽化対策を推進する。

【国、県、町（建設課）】

- 災害時における水道施設の機能不全に備え、緊急時給水拠点の確保や給水訓練の実施など、応急給水体制の整備を促進する。

【町（建設課）】

（合併処理浄化槽への転換促進）

- 老朽化した単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を引き続き推進する。

【国、県、町（環境生活課）】

5-2 地域交通ネットワークの分断

（地域を結ぶ道路ネットワークの確保）

- 本町は、人の移動及び物流の手段として、車に大きく依存しており、道路ネットワークの確保は非常に重要であるため、町道及び農道の整備を推進する。

【国、県、町（建設課・農林課）】

（道路施設の防災対策等）

- 道路点検の結果等を踏まえ、落石や岩石崩落の土砂災害や広範囲の浸水害が発生した場合でも道路ネットワークを確保するため、要対策箇所への対策工事を計画的に実施する。

【国、県、町（建設課）】

- 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策について、施設ごとの長寿命化計画等に基づき計画的な施設の補修・更新を行うとともに、施設の適切な維持管理を実施する。また、緊急輸送路については、無電柱化を推進する。

【国、県、町（建設課）】

（運輸・交通事業者の災害対応力強化）

- 町と事業者団体との間で、緊急・救援輸送に関する協定の締結等を検討し、大規模災害時における緊急・救援輸送への対応や早急な運行再開が図られるよう取組を推進する。

【町（総務課・総合政策課）、民間】

6 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

6-1 堤防、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(河川構造物・砂防施設等の長寿命化対策等)

- 浸水被害を回避または最小限に抑えるためには、河川施設が確実に稼働するよう機能を維持することが求められる。近年の気候変動による降雨の激甚化・頻発化傾向に伴う水害の頻発化に備え、適宜、長寿命化計画の見直しを行い、予防保全型の維持管理を効率的かつ効果的に推進する。

【国、県、町（建設課）】

- 老朽化が進む膨大な砂防施設の機能を維持し、災害発生時に効果を最大限発現するため、点検の確実な実施と点検結果の評価に基づく初期段階で適切な補修・改築の実施により予防保全的な維持管理を県と連携し推進する。

【国、県、町（建設課）】

(情報収集手段の多様化)

- 平成30年7月豪雨では、立ち入りが困難な場所において、被災状況の把握などにドローンの活用が有効であったことから、目視確認が困難な砂防施設の調査等においても、ドローンを活用し、調査の効率化、安全性の向上を図る。

【国、県、町（建設課）】

6-2 農林分野における被害の拡大

(農業用排水機場の整備)

- 農業用排水機場の予防保全対策については、長期的な施設機能の確保に向け、更新整備や耐震対策などの保全対策を推進する。

【国、県、町（農林課）】

(農業水利施設や農業ため池等の防災対策の推進)

- 生命、財産に影響を与えるおそれのある農業水利施設や農業ため池等については、計画的な整備等を進め、ハード・ソフトを組み合わせた取組を推進する。

【国、県、町（農林課）】

(森林の整備・保全)

- 大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊などの山地被害を防止するため、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する。

【国、県、町（農林課）、民間】

- イノシシ、シカ、サルなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進し、自然と共生した多様な森林づくりを進める。

【国、県、町（農林課）、民間】

(農地・農業水利施設等の保全管理)

- 安定した食料供給に向け、基幹的農業水利施設の長期的な施設機能の確保に向けた保全対策を推進する。
- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域コミュ

ニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理や農地保全に資する防護と捕獲が一体となった総合的な鳥獣被害対策を推進する。

【国、県、町（農林課）】

（農業用施設の整備、適切な保全管理）

- 農業用施設の予防保全対策については、長期的な施設機能の確保に向け、整備や更新などの保全対策を推進する。

【国、県、町（農林課）、民間】

（都市農村交流の推進）

- 都市農村交流の推進を図るため、グリーン・ツーリズムの取組を推進し、関係機関との連携など、民間ならではの新たな取組が行われるよう支援する。

【国、県、町（農林課）、民間】

（農林道の整備）

- 地域交通ネットワークの強化のため、計画的な農道の整備を推進する。
- 災害に強い森林づくりのため、県と連携して計画的に林道整備を推進する。

【国、県、町（農林課）、民間】

（災害に強い森林づくり）

- 豪雨による山地災害等を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、間伐等の森林整備を計画的に推進する。
- 適切な経営管理が行われていない森林について、森林環境譲与税の導入と併せて施行された森林経営管理制度を活用し、森林整備を促進する。
- 県産材の需要拡大を図り、森林資源の循環利用を進めることで、適切な森林整備を促進する。
- イノシシ、シカ、サルなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進し、自然と共生した多様な森林づくりを進める。

【国、県、町（農林課）、民間】

7 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

（災害廃棄物の処理体制の整備）

- 早期の復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を迅速に処理するため、災害廃棄物処理計画の策定の適宜見直しなど、廃棄物処理体制の検討を行う。

【国、県、町（環境生活課）】

（地籍調査の実施）

- 一筆ごとの土地所有者、地番、地目、境界等の調査と面積測量を行い、地籍簿・地籍図を作成する。登記簿上の地籍の明確化を図り、災害時の円滑な復旧・復興に資する。

【国、県、町（建設課）】

7-2 人材等の不足による復旧・復興の大幅な遅れ

（災害対応に不可欠な建設業との連携）

- 災害発生時の人命救助に伴う障害物の除去、道路交通の確保、パトロールなどの応急対策

を効果的に実施するため、専門的な技術を有し地域事情にも精通する建設業との連携体制を強化する。

【県、町（建設課）、民間】

（行政職員の活用促進）

- 災害時の復旧・復興等に関する業務を円滑に進めるため、国・県及び市町村の行政職員の相互応援体制を強化する。

【国、県、町（総務課）】

7-3 幹線道路の損壊や地盤沈下等による復旧・復興の大幅な遅れ

（道路ネットワーク整備）

- 災害発生後においても地域社会・経済が迅速に再建・回復できるよう、各地域の復旧・復興に必要な道路として、主要な骨格幹線道路ネットワークの整備や緊急輸送道路ネットワークの確保を推進する。

【国、県、町（建設課）】

7-4 地域のコミュニティの崩壊、治安の悪化等による復旧・復興の大幅な遅れ

（仮設住宅、復興住宅の供給）

- 仮設住宅、復興住宅（災害公営住宅）として活用可能な空間を把握しておく。また、運用にあたっては、コミュニティを重視することとする。

【町（建設課）】

（地域の防災力強化と連携の促進）

- 地域の問題を地域で解決できるよう、コミュニティ意識の醸成を図る。

【町（総務課）、民間】

- 大規模災害時における実例などを検証し、町民の手による防犯対策を促進する。

【県、町（総務課）、民間】

（防災人材の育成）

- 研修などを通じて、防災リーダーや自主防災組織等を育成するとともに、ボランティアの活動支援、ネットワークづくりを推進するとともに、避難所運営組織における HUG（Hinanzyo Unei Game = 避難所運営ゲーム）訓練等を通じて課題を洗い出し、ケーススタディを推進する。

【県、町（総務課）、民間】

第5章 計画の推進管理

1 計画の推進期間

計画期間は社会情勢の変化や国土強靱化に関する国及び県の計画等と調和を図る必要があることから、必要に応じて本計画の修正を加えていくものとする。

また、本計画は、本町の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置付けるものであることから、国土強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改訂時期にあわせて所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていく。

2 計画の推進方法

2-1 施策毎の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要である。

このため、施策の推進方針に当たっては、庁内の所管部局を中心に、国や県等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。

《 施策毎の推進管理に必要な事項 》

- ・ 当該施策に関する庁内の所管課等、国の関係府省庁、県の関係部局
- ・ 計画期間における施策推進の工程
- ・ 当該施策の進捗状況及び推進上の問題点
- ・ 当該年度における予算措置状況
- ・ 当該施策の推進に必要な国の施策等に関する提案・要望事項
- ・ 指標の達成状況 等

2-2 PDCAサイクルによる計画の着実な推進

計画の推進に当たっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策推進方針全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・県への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくという PDCA サイクルを構築し、大野町強靱化のスパイラルアップを図っていく。

2-3 SDGs達成に向けた取組推進

災害時のみならず、平時にも効果を発揮し、また、経済の成長にもつながる取組を通じ、次代が安心して暮らせる社会づくりに向けて、「SDGs（持続可能な開発目標）の視点を持って取組にあたる。

◆SDGsとは

2015（平成27）年9月の国連総会で、先進国と開発途上国がともに取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が全会一致で採択されました。2030（令和12）年までの「持続可能な開発目標（SDGs）」として、17のゴール（目標）と169のターゲットが掲げられ、「誰一人取り残さない（leave no one behind）」社会の実現を目指し、国連に加盟するすべての国が、あらゆる形態の貧困や飢餓の撲滅、質の高い教育の確保、気候変動やその影響の軽減などに取組む。

